

ごみ焼却処理施設の 排出ガスの測定値を公表します

ごみの焼却に伴って排出される排出ガスの測定値を、次のとおり公表します。

なお、多くの項目について年に2回測定を実施していますので、その都度「広報さの」に掲載していく予定です。

今回の結果については、国の規制値はもとより、施設の管理値を十分満たす結果となっています。

【みかもクリーンセンターの排出ガスの測定値】

▶測定日 3月5日(木)～6日(金) 全項目測定

項目	単位	1号炉	2号炉	施設管理値	国の規制値、指針値 ^{※3}
ばいじん	g/Nm ³	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.08以下
硫黄酸化物	ppm	1.3	1.6	30以下	1,260以下
塩化水素	ppm	19	9.4	43以下	430以下
窒素酸化物	ppm	36	19	50以下	250以下
一酸化炭素 ^{※2}	ppm	7	14	30以下	法令100以下 ガイドライン30以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	0.00011	0.00020	0.05以下	法令1以下 ガイドライン0.1以下

【葛生清掃センターの排出ガスの測定値】

▶測定日 2月26日(木) ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物測定、平成20年10月9日～10日 ダイオキシン類測定

項目	単位	1号炉	2号炉	施設管理値	国の規制値、指針値 ^{※3}
ばいじん	g/Nm ³	0.007未満	0.008未満	0.05以下	0.15以下
硫黄酸化物	ppm	26	19	60以下	2,790以下
塩化水素	ppm	42未満	160	184以下	430以下
窒素酸化物	ppm	140	150	200以下	250以下
一酸化炭素 ^{※2}	ppm	定期測定実施せず ^{※2}			法令100以下 ガイドライン50以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	0.23	0.16	— ^{※4}	法令5以下 ガイドライン0.5以下

※1 ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素の測定結果は、乾きガス、酸素濃度12%換算値

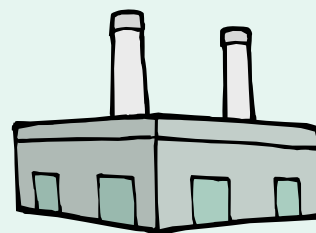
※2 一酸化炭素については、法で定める定期的測定項目には該当せず、常時測定し記録するという項目となっている。なお、みかもクリーンセンターについては、建設時からの性能確認項目に含まれているため、他項目と同時に測定を行っている

※3 みかもクリーンセンターと葛生清掃センターとで国の規制値、指針値に違いがあるのは、施設の構造、処理量、稼働開始時期などにより適用される規制値に違いがあるため

※4 葛生清掃センターのダイオキシン類の施設管理値に記載がないのは、建設当時ダイオキシン類を規制する法律がなかったため、国の規制値に準じている

○用語等の一般的な説明

- ・ばいじん…排出ガスに含まれるすすなど。喘息や気管支炎の原因となる
- ・硫黄酸化物…石油などの硫黄分が燃えることで生じる。呼吸器を刺激する
- ・塩化水素…強力な刺激物質で、鼻や気道の粘膜を刺激する
- ・窒素酸化物…物が燃えるとき窒素分により発生する。光化学スモッグの原因物質
- ・一酸化炭素…有機物が不完全燃焼したとき発生する。中毒など引き起こす
- ・ダイオキシン類…塩素を含む物質の不完全燃焼により発生する。発ガン性がある
- ・g/Nm³……1m³中に1g含有することを表す濃度
- ・ppm……100万分の1を表す単位。1ppmは1Lの水に1mg含まれる濃度のこと
- ・ng-TEQ/Nm³…(ng/Nm³)は1m³中に1gの10億分の1含有することを表し、(TEQ)はダイオキシン類の量を毒性に換算したことを示すもの



▶クリーン推進課 ☎(23)8153